

第2章

一人ひとりが輝く みずほ

■ 第1節 ■

豊かなところを育むまち

■ 第2節 ■

一人ひとりが生涯輝けるまち

第2章 一人ひとりが輝くみずほ

第1節 豊かなこころを育むまち

1 学校教育

現況と課題

平成28年に学習指導要領の改訂が予定されています。新学習指導要領への対応が今後の課題となります。

新学習指導要領移行に伴う教育改革と今日的な教育課題に対応するために、瑞穂町では教育基本計画でめざすべき学校教育の方向性と内容を明確に示すとともに、町民の理解と協力により町全体で小・中学校の教育活動に取り組んでいます。

児童・生徒の学力の定着に向け、学力調査の分析結果をふまえた授業改善をはかっていますが、教員の指導力の向上とともに豊かな人間性を育むことも重要であり、多くの世代の人とふれあう機会を提供し、道徳心や感性を高めていく必要があります。

保護者や地域に信頼される学校づくりのためには、いじめを許さない学校、開かれた学校教育の推進、学校組織の活性化、生活指導の強化が不可欠であり、教員研修の充実をはかるとともに、学校評価を適正に実施し、改善・充実することが重要です。

特別支援学級については、通学、通級する児童・生徒の安全性の確保や通学のための利便性の向上が必要です。特別支援教室の推進をはかるため、各校の状況をふまえて教室などを整備していきます。また、不登校児童・生徒の解消をはかるため、基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成、家庭との連携などが重要であり、側面からの支援として教育相談や臨床心理士による相談活動、学校復帰に向けた*適応指導教室の充実がもとめられています。

*ICTを活用した学習活動の推進や、校舎の適切な維持管理に加え、体力向上、環境学習、*ヒートアイランド対策などの観点から校庭の芝生化をすすめます。また、地域との協働による校庭芝生管理手法をさらに研究し、各校の管理情報の共有化と最適な管理手法を構築することが必要です。

学校給食については、食生活をめぐる環境の変化に対し食育の推進が重要です。また、食品に対する安全・安心志向や地産地消への期待に応える必要があります。

今日的な課題のひとつに、小学校の入学時に、良好な人間関係を築くことができないことや、学習についていけないなどのさまざまな理由から、学校不応答を起こすことがあります。幼稚園や保育園などと連携をはかり、円滑に就学することができるよう支援することが必要です。

適応指導教室 何らかの理由で学校生活に適応できない児童生徒を対象とした教室のこと。

ICT Information & Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などがある。

ヒートアイランド 「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球の気温が上昇する現象のこと。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
長期欠席児童出現率	1.9% (平成 27 年 5 月)	0.37%
長期欠席生徒出現率	4.9% (平成 27 年 5 月)	3.60%
校庭芝生化学校数	4 校	7 校

施策

(1) 教育基本計画の推進

①教育基本計画の推進

第1次教育基本計画後期計画（学校教育）にもとづき、その基本理念である「人と人がかかわり合って文化・教養をはぐくむまち みずほ」の実現につとめます。

(2) 人間力の向上

①国際社会でたくましく生きるための資質・能力の育成

子どもたちが国際社会で生きていくための人間性や知識、技能などのいわゆる「人間力」を育成するために、人権に対する正しい理解を育むとともに、道徳性を養い、豊かな感性を伸ばします。

②社会で活用できる確かな学力の向上

子どもたちが自己の能力や特性についての理解を深め、社会の一員としての役割を果たし、問題解決ができるよう、確かな学力の定着をはかります。また、*全国学力・学習状況調査等の結果を公表し、学力向上に向けた取組を推進します。

③生涯にわたる健康な心と体の育成

子どもたちが生涯にわたって心身ともに豊かに生きていくために、事故や災害から身を守ることができるよう、安全教育や道徳教育などのさまざまな教育活動を通して、心と体の健康の保持、増進を推進します。

④特別支援教育の充実

子どもたち一人ひとりの個性や可能性を伸ばせるよう、指導方法の工夫や個別指導計画書の作成など、校内委員会を中心に特別支援教育の充実をはかります。

⑤人間関係能力の育成

子どもたちが豊かな人間関係を築きながら社会で生きていくことができるよう、さまざまな人々とのかかわりを通じたコミュニケーション能力の育成をはかります。さらに、言語や文化の異なる国の人々にも、自分の考えや思いを適切に伝えることができるよう、国際理解教育と外国語教育の推進をはかります。

(3) 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもの育成

①郷土を愛する心の育成

子どもたちが瑞穂町の伝統文化や歴史を理解するとともに、自然環境への知識を深めるため、郷土資料館「けやき館」などを活用し、郷土を愛する心を育みます。

②異文化理解を通じた日本のよさの発見

子どもたちが、自分の住む地域や日本の伝統文化に対する学習や他国との文化交流などを通じて、地域や日本のよさを知るとともに他国のよさに気づき、そのすばらしさを実感するための教育活動を推進します。

(4) 地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成

①社会の一員としての役割や自覚の育成

日々の学習活動や学級活動、児童会や生徒会活動などの自治活動を通して、社会の一員としての自覚や意識を高めます。

②いじめ撲滅への取組強化

いじめは、子どもたちの健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えることから、瑞穂町いじめ防止基本方針にもとづき、いじめを許さない学校づくり、道徳や人権教育等の充実につとめます。

③望ましい勤労観・職業観の育成

発達段階に応じたキャリア教育を通して、「生き方」や「自己の在り方」についての理解を深めるとともに、職場訪問や職場体験を通して、勤労の意義や目的についての理解を深めます。職場訪問や職場体験を通して、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育成します。

④公共心を育成するための体験活動の充実

社会教育と連携し、奉仕・体験活動などを積極的に教育活動に取り入れ、相手を思いやる心や公共心の育成をはかります。

⑤ 幼児教育から学校教育への円滑な移行

小学校への円滑な就学ができるよう、幼稚園や保育園などと小学校の連携を通じ、相談事業の充実、家庭支援への取組につとめます。

⑥ 学校教育への保護者・地域住民の参画

学校に地域の教育力を取り入れるために保護者や地域住民が学校教育活動に積極的に参画できる仕組みを構築し、子どもたちの健全な育成につとめます。

(5) 信頼される学校教育の推進

① 地域に開かれた学校教育の推進

家庭や地域に対して学校公開や学校行事への参加を促進するとともに、各種教育活動の成果と課題を学校だよりやホームページ、「みずほの教育」などを通してわかりやすく伝えます。また、さらに周知方法を随時、研究していきます。

② 学校の教育力の向上

子どもたちの人格の形成をはかるとともに、豊かな心を育み、確かな学力を身につけ、主体的に学ぶ姿勢を育成するため、校内研究や各種研修会への積極的な参加を奨励し、教員の資質・能力の向上をはかります。さらに、教育活動の成果の点検、改善に向けた学校評価の実施を通して、学校経営や授業の改善をはかり、保護者や地域の信頼に応える学校教育を実施します。

③ 家庭の教育力の向上

子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性や学力を習得するために、学校と関係機関やPTA連絡協議会との連携や協力を通して、子どもたちの生活の基盤である家庭教育の充実に向けた支援や啓発活動を推進します。



みずほの教育

(6) 快適かつ安全な教育環境の整備

① 学校施設の整備

計画的かつ適正な学校施設の維持管理につとめ、快適で安全な教育環境の整備を行います。また、安全でより冷たくおいしい水道水を提供するために、水飲栓の直結給水化をすすめていきます。

② 環境に配慮した学校づくり

校庭の芝生化をすすめるため、学校と地域との協働による管理手法をさらに研究しながら、地域コミュニティの活性化にもつなげます。また、高効率の空調システムへの切り替えや太陽光発電システム導入の検討など、環境に配慮した学校づくりを推進します。

③ 通学の安全性の確保

子どもたちが安全に通学できるよう、通学路のカラー舗装や防犯カメラを設置しました。引き続き、学校、家庭、地域が一体となって、登下校時の安全性の向上をはかります。また、セーフティ教室や安全指導などの充実をはかり、危険を予測し回避する能力の向上につとめます。

④ ICTを活用した教育の推進

ICT機器を活用し、児童・生徒の学習活動の充実をはかります。

⑤ 特別支援学級・通級指導学級の充実と特別支援教室の推進

特別支援学級・通級指導学級の指導内容の改善・充実や一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を推進します。また、特別支援教室については、東京都の施策にもとづき検討していきます。

⑥ 学校保健の充実

各小・中学校の*学校保健委員会の充実をはかるとともに、関係機関と連携をはかります。



一小校庭芝生開き

(7) 就学機会の確保

①義務教育への就学援助

国の教育援助制度の動向を見すえながら、義務教育期間中の就学が経済的に困難な家庭に対する就学援助の充実をはかります。

②奨学金の支給

高等学校などへの就学が経済的に困難な生徒に対して、入学に必要な費用の一部を高等学校などの入学時奨学金として支給します。

(8) 羽村・瑞穂地区学校給食組合との連携

①食育の推進

児童・生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解を育むため、学校給食を通じた食育の推進をはかります。また、子どもたちが地元の農業や農産物に関心をもつことができるよう、学校給食における地産地消を推進します。

②学校給食の健全な運営

学校給食申込制度の推進と給食費徴収率の向上をはかり、学校給食の健全な運営を支援します。

(9) 幼児教育の推進

①保護者負担軽減と就園奨励

私立幼稚園児保護者負担軽減補助事業と幼稚園就園奨励費補助事業を継続実施し、園児の就園促進と保護者の負担軽減をはかります。

②幼稚園への支援

幼稚園の教育環境の充実をはかるため、町内の私立幼稚園に対する支援につとめます。

2 青少年健全育成

現況と課題

青少年を取り巻く環境は、近年めまぐるしく変化し、多様な生活習慣による親子のふれあう時間の減少などにより、青少年一人ひとりの社会とのかかわりや世代間のふれあいが希薄になっています。インターネットやスマートフォンの普及により、コミュニケーション手段が多様化し、便利になった反面、その不適切な利用からいじめや不登校につながる事例も見られます。瑞穂町では、青少年を狙った不審者による犯罪が発生しています。次代を担う青少年が心身ともに、人間性豊かに成長するためには、学校、家庭、地域が一体となって青少年健全育成活動に取り組むことがもとめられています。

このような中、瑞穂町では青少年の健全育成に向け、リーダー宿泊研修会などを実施し、知性や感性、道徳性や体力を育み、自然体験や野外活動体験などを通じて、チャレンジする精神を学ぶことができるよう社会教育の推進をはかっています。今後も青少年の思いやりの心や豊かな人間性、社会性を育むとともに、自ら考え、行動できる力を培っていくことが重要となります。学校、家庭、地域と連携し、青少年の社会参画をより一層促進する必要があります。

青少年を家庭や地域全体で育む体制として、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会、子ども会連合会などを中心として、非行防止パトロールや子ども会合同交流会など、各地域で青少年の健全育成活動が展開されています。その一方で、青少年健全育成活動の趣旨が地域全体に周知されにくいという課題もあります。活動の意義と重要性を広くPRしながら、より多くの町民や関係機関の理解と協力により、地域内のつながりを強めていく必要があります。

また、こどもフェスティバルなどを通じて、地域や異世代との交流、スポーツや伝統文化などさまざまなテーマの体験の場を提供しています。世代間のふれあい事業を青少年自らが企画および運営し、仲間とともに考え、実施し、達成感を喜びとして感じられるよう、社会活動の中心として活躍することが、青少年の健全育成に有効な方法として重要となってきます。あわせて、リーダーとして育つ芽や自覚をもち始めている青少年を発掘するとともに、リーダー的な人材を育成し、その活躍の場や機会を提供していくことも必要です。

施策体系

青少年健全育成

青少年健全育成活動の充実

青少年の社会参加の促進

地域活動への支援と連携の強化

自主性と協調性のある若きリーダーの養成

青少年関係団体活動への支援

学校や家庭、地域と連携した青少年の育成

子どもの居場所づくり

犯罪からの保護

家庭の教育力の向上（再掲：学校教育）

数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
青少年委員会主催事業への参加者数	534 人	840 人
放課後子ども教室開催数、参加者数	299 回 5,118 人	300 回 5,200 人

施策

(1) 青少年健全育成活動の充実

① 青少年の社会参加の促進

こどもフェスティバル実行委員会をはじめ、青少年が活躍できる多くの機会を提供するため、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会などの関係機関と連携し、参加しやすく、参加したくなる、参加すべき社会活動プログラムづくりにつとめます。

② 地域活動への支援と連携の強化

地域に根ざした青少年の健全育成活動の展開をめざし、青少年問題協議会、学校、家庭、地域および関係機関との連携を強化するとともに、各地域における活動への支援の充実をはかり、効果的な事業展開を促進します。

③ 自主性と協調性のある若きリーダーの養成

地域社会に対する自主性と協調性をもち、自ら考え、仲間や異世代とともに行動することができるリーダー的な人材を、世代や地域ごとに発掘、育成していきます。また、自然体験事業やスポーツ事業などを通じて、自ら学び考え行動することを促し、チャレンジ精神の心を育みます。

④ 青少年関係団体活動への支援

子ども会連合会をはじめとする青少年活動団体が自主的に企画および運営する社会的活動や、他団体と連携した交流事業など、主体的な公益的活動に対し、積極的に支援していきます。

(2) 学校や家庭、地域と連携した青少年の育成

①子どもの居場所づくり

子どもたちが安全で安心できる居場所として、また、異年齢交流と地域住民との交流の場として機能するよう、放課後子ども教室や生涯学習センターの充実をはかります。また、児童館事業や学童保育クラブ事業と連携した子どもの居場所づくりと次世代育成支援につとめます。

②犯罪からの保護

青少年に有害な環境の排除につとめ、安全な地域社会の形成をめざします。また、青少年問題協議会の調整機能を活かして、青少年を見守る地域住民と青少年活動団体との連携を強化し、問題行動の未然防止をはかるとともに、青少年を犯罪から守るさまざまな取り組みを実施します。

③家庭の教育力の向上（再掲：学校教育）

子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性や学力を習得するために、学校と関係機関やPTA連絡協議会との連携や協力を通して、子どもたちの生活の基盤である家庭教育の充実に向けた支援や啓発活動を推進します。



こどもフェスティバル

第2節 一人ひとりが生涯輝けるまち

1 生涯学習

現況と課題

男女年齢を問わず、生涯学習に取り組むさまざまなグループ、団体が形成され、*生涯学習推進団体の登録も増加し、主体的かつ継続的な学習活動を展開しています。教育委員会では、生涯学習に関する各種講座の実施、*生涯学習まちづくり出前講座の開設など、町民の学習活動をさらに支援する必要があります。また、生涯学習推進団体の自立に向けた支援や、*総合人材リストの整備をするとともに、より多くの町民が多様な知識と情報を把握しながら、生涯学習推進団体や文化連盟など各種団体との共催で、住民提案型協働事業を実施しています。町民同士の情報の交換や、ともに学ぶ機会を引き続き提供し、世代間や地域間の交流も促進する必要があります。

「教育基本法」では、生涯学習の基本理念が「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現がはからなければならない」と規定されています。このような中、生涯学習社会形成の必要性や重要性がますます高くなり、ほかの分野とのネットワーク形成を積極的にすすめ、あわせて地域社会の活性化をはかることがもとめられます。子どもから高齢者まで、だれもが、いつでも、どこでも気軽に学習できる環境の整備とその成果を活かすことのできる仕組みづくりが必要です。

学習環境のひとつに図書館があります。祝日開館、木曜日の夜間開館、西多摩地域の図書館広域利用、武蔵村山市との相互利用などの利用者の利便性の向上をはかるとともに、地域ボランティアなどによる読み聞かせや、職員による乳幼児への読み聞かせを行い、子どもたちが本に親しむきっかけづくりをすすめることが重要です。また、限られたスペースの有効活用をはかるため、さらなる施設改修の検討をする必要があります。

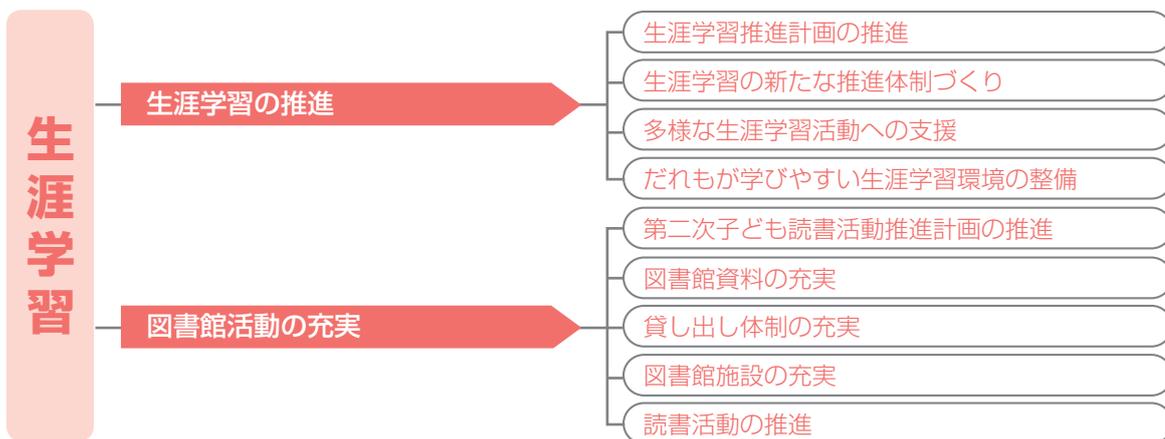
平成26年11月に郷土資料館「けやき館」が開館しました。新たな生涯学習の場として、地域の歴史や自然、文化などをテーマとした企画展や事業を実施し、学習機会を提供していくことで、ふるさとの良さを多くの人に伝え、町民が郷土を愛する心を育むように啓発していくことが重要です。

生涯学習まちづくり出前講座 ボランティア講師や町職員により開催する各種講座のこと。

総合人材リスト さまざまな知識や経験をもつ人材の情報を収集したリストのこと。

生涯学習推進団体 住民が組織し、主体的・継続的な学習活動を行っているグループ・団体などのこと。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
出前講座事業開催数、参加者数	0回0人	5回125人
図書館（図書室）利用者数	32,000人	40,000人

施策

(1) 生涯学習の推進

①生涯学習推進計画の推進

生涯学習推進計画に示した個別施策の推進をはかります。

②生涯学習の新たな推進体制づくり

まちづくりにおいて、生涯学習は不可欠であり、各団体の自主性および発意を尊重し、協働型事業の推進をはかります。また、生涯学習推進団体の自立を促します。

③多様な生涯学習活動への支援

幅広い年齢層の多くの町民や団体が生涯にわたって学習できるよう、多様化する町民ニーズに対応した各種講座や教室を、町民との協働によって実施していきます。また、わかりやすい生涯学習情報を提供するため、情報の一元化をはかるとともに、出前講座制度の活用を促進します。

④だれもが学びやすい生涯学習環境の整備

だれもが、いつでも、どこでも学習できることを基本に、活動の場および設備の充実をはかります。また、総合人材リスト登録者の活用および拡充につとめます。

(2) 図書館活動の充実

① 第二次子ども読書活動推進計画の推進

これまでに推進してきた子ども読書活動推進計画の評価をふまえ策定された「第二次子ども読書活動推進計画」を着実に実施するために、町民への周知・啓発をはかり、その進ちよく状況を的確にとらえ、読書活動を推進します。

② 図書館資料の充実

図書館利用者のニーズを把握し、必要とされる図書を選択します。また、多様な資料要求に応えるため、地域資料をデジタル化するなど、各年齢層の図書館資料の充実をはかります。

③ 貸し出し体制の充実

都立図書館との協力体制と西多摩地域広域連携体制を強化するとともに、インターネットによる貸し出し予約システムの充実をはかり、図書館の祝日開館や木曜日の夜間開館を広くPRし、利用者がより利用しやすい貸し出し体制の構築につとめます。

④ 図書館施設の充実

限られたスペースを最大限に活用し、資料配置の工夫をはかるとともに、既存施設の改修を検討します。

図書館協議会と連携し、より効率的、効果的な施設運営に向けた開館時間の検討や*指定管理者制度の導入の検討などを行います。また、箱根ヶ崎駅西地区へ図書館機能を備えた施設整備を検討します。

⑤ 読書活動の推進

ボランティアによる「おはなしの会」や読書講演会など、読書活動の機会の拡充と楽しさを伝えるきっかけづくりを行うとともに、町内各小中学校とも連携しながら、読書環境などに関する内容の充実につとめます。また、読書活動の推進として読書手帳の活用など新たな施策を展開していきます。

指定管理者制度 「多様化する住民ニーズ」に、より効果的・効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る制度のこと。

② スポーツ・レクリエーション

現況と課題

スポーツやレクリエーション活動は、体力の増強、健康の保持、増進に加え、精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたり、よい効果を与えてくれるものです。また、人と人との交流および地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化などの問題を抱える地域社会の再生に役立つものです。

平成25年度に開催した東京国体、平成32年度に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、スポーツに対して関心が高まっています。

既存施設である、中央体育館と武道館については、耐震改修促進計画にもとづき耐震診断を行いました。安全で快適に利用できるよう改修するとともに、適切な維持管理をしていく必要があります。

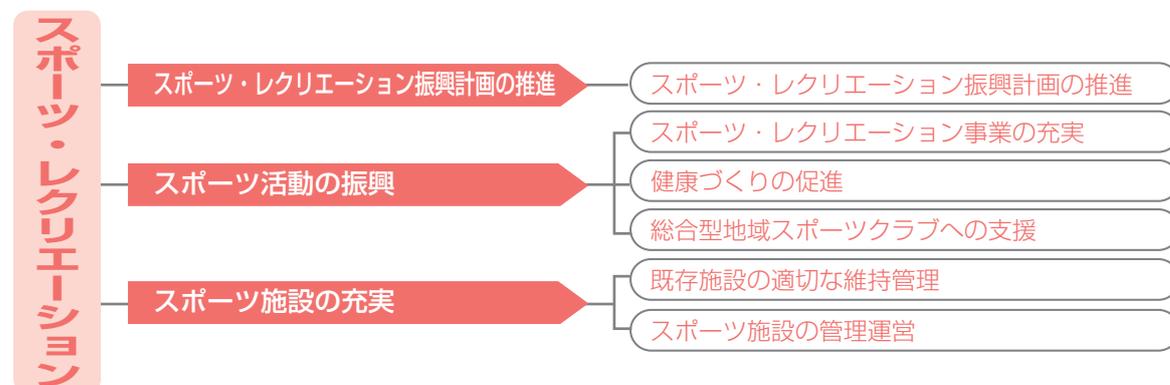
瑞穂町では、スポーツ推進委員と協力しながらスポーツ・レクリエーション事業をすすめるとともに、町民体育祭、総合体育大会、駅伝競走大会などのスポーツ事業を、瑞穂町体育協会との協働によって展開しています。また、*総合型地域スポーツクラブの運営を支援する必要があります。

町民が、自らスポーツ・レクリエーションに関心をもち、町民ニーズに応じた安全かつ公正な環境の下で、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみまたはスポーツをささえる活動に参画することのできる機会が確保されることが必要です。

数値目標

項目	現状値	平成32年度
成人の週1回以上のスポーツ実施率	21% (平成20年調査)	50%

施策体系



(1) スポーツ・レクリエーション振興計画の推進

①スポーツ・レクリエーション振興計画の推進

スポーツ・レクリエーション振興計画にもとづき、その基本理念である「町民だれもが生涯を通じて身近な地域で、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や身体条件、興味、目的に応じたスポーツやレクリエーションを楽しむことができる健康スポーツ社会」の実現につとめます。

(2) スポーツ活動の振興

①スポーツ・レクリエーション事業の充実

だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション事業を展開するとともに、その実施に必要な地域のスポーツ指導者の育成と支援を行います。

②健康づくりの促進

健康事業と連携し、多くの町民の健康づくりを促進し、事業の展開をはかります。

③総合型地域スポーツクラブへの支援

日常的なスポーツやレクリエーション活動の場として、すべての町民が参加できる「総合型地域スポーツクラブ」の運営に必要な活動拠点の提供のほか、自立に向けた支援を行います。

(3) スポーツ施設の充実

①既存施設の適切な維持管理

町民が安全で快適に利用するため、中央体育館や武道館など、既存の各体育施設について適切な運営、維持管理につとめ、各体育施設の更新、長寿命化などをふまえ、計画的な改修につとめます。

②スポーツ施設の管理運営

使用料の適正化をはかるとともに、民間活力および指定管理者制度の導入について研究し、より効率的かつ効果的な施設運営につとめます。

3 文化・芸術

現況と課題

文化は、人々のライフスタイルや考え方に深いかわりをもち、歴史や伝統行事から、音楽や絵画などの芸術活動まで広範囲にわたります。地域に根ざす文化の継承や個人の文化活動の発展は、町民の生活にやすらぎとゆとりをもたらす重要なものです。

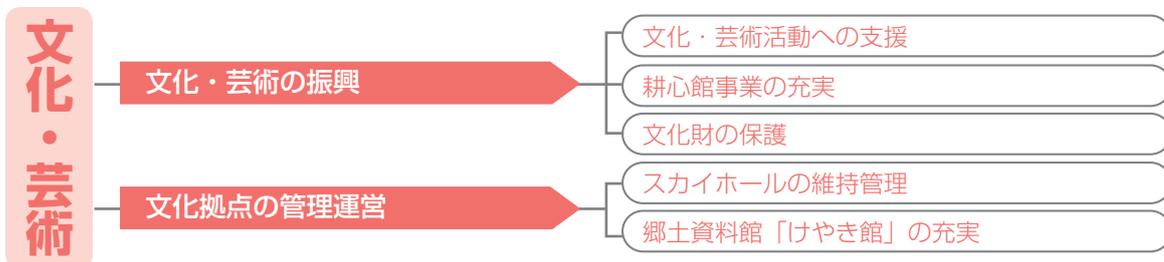
文化活動の拠点として整備されたスカイホールは、町民の文化活動や学習成果の発表の場として、総合文化祭をはじめ多くの文化事業に活用されています。また、文化・芸術に身近にふれることのできる空間を提供している耕心館は、開館時間を延長し、芸術活動の発表、展示やコンサートなど多くの事業を展開するなど、新しい文化の発信場所として、多くの町民に利用されています。今後、さらなる文化・芸術の振興をはかるためには、文化団体が自主的に運営し、自発的な活動を展開していくことが重要となります。

瑞穂町の歴史を次世代や後世に伝える機能をさらに強化するための施設として整備された郷土資料館「けやき館」は、町の貴重な自然や文化財を保存、展示しています。今後、伝統芸能の後継者の育成や伝統文化活動資料の保存および継承に向け、文化財保護活動の普及をはかりながら、町民が郷土を愛する心を育むように啓発していくことが必要です。また、歴史や自然、文化などを町民とともに探究し、ふるさとの良さを多くの人に伝えていくことが重要です。

数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
耕心館主催事業・企画展来場者数	34,200 人	40,000 人
郷土資料館来館者数	12,837 人	20,000 人

施策体系



施策

(1) 文化・芸術の振興

①文化・芸術活動への支援

町民の自主的な文化活動への支援、文化団体の育成および自立支援を行うとともに、団体間の交流を促進します。また、スカイホールを拠点として、音楽や演劇など優れた文化・芸術にふれる機会を提供するとともに、町民の文化活動や学習成果を発表する場を創出し、文化振興をはかります。

②耕心館事業の充実

施設のもつ、くつろぎとやすらぎを与えてくれる雰囲気を活かし、独特な落ち着きのある空間でさまざまなジャンルのコンサートや展示会などを開催します。

③文化財の保護

子どもから高齢者までの多くの町民が、郷土史の理解と文化財保護の意識を高め、郷土に対する愛着をもつことができるよう、文化財の記録と保存につとめるとともに、その展示や講座の充実をはかります。

また、伝統芸能の保存や後継者の育成につとめるとともに、ふるさとづくり推進事業をすすめていきます。

(2) 文化拠点の管理運営

①スカイホールの維持管理

利用者の利便性の向上をはかるとともに、スカイホールの適切な維持管理につとめます。また、指定管理者によるスカイホールの運営について検討します。

②郷土資料館「けやき館」の充実

瑞穂町の貴重な自然や文化財を保存および記録し、後世に伝えるとともに郷土を大切に思う心を育成するため、展示や講演会など各種事業を推進します。隣接する耕心館と連携し、相乗効果をはかるとともに、さらなる文化振興につとめます。また、*水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の拠点施設として、町の魅力を内外に広く周知するとともに、施設の管理運営を効率的かつ効果的に行います。